

BSE(牛海綿状脳症)検査対象月齢変更されます

国の防疫指針改正に伴い、平成31年4月1日から死亡牛のBSE検査対象月齢が48か月齢から96か月齢に変更されます。牛飼養者の皆様は、下記にご留意の上、引き続きBSE検査の円滑な実施にご協力をお願いいたします。

○現行の死亡牛BSE検査体制

死亡牛の月齢	輸送場所	BSE検査	処理方法	助成
48か月齢以上	南丹家畜保健衛生所 中丹家畜保健衛生所	○	BSE検査陰性を確認後、 徳島化製で化製処理	あり
48か月齢未満	家畜焼却施設 化製処理施設	×	焼却、化製処理	なし

**○新しい死亡牛BSE検査体制**

死亡牛の月齢	輸送場所	BSE検査	処理方法	助成
96か月齢以上	南丹家畜保健衛生所 中丹家畜保健衛生所	○	BSE検査陰性を確認後、 徳島化製で化製処理	あり
96か月齢未満	家畜焼却施設 化製処理施設	×	焼却、化製処理	なし

- ・死亡牛処理の助成対象は96か月齢以上に引き上げられます
※48か月齢以上96か月齢未満は助成対象外となります。
- ・休日等の検査対象月齢死亡牛については丹後家畜保健衛生所へご連絡いただき、南丹家畜保健衛生所へ輸送となります。

96か月齢未満の死亡牛が発生した場合には、以下に連絡をお願いします。

◆JA全農京都中部物流センター TEL0771-63-1381

◆但馬畜産荷株式会社 (24か月齢未満に限る) TEL079-672-3241

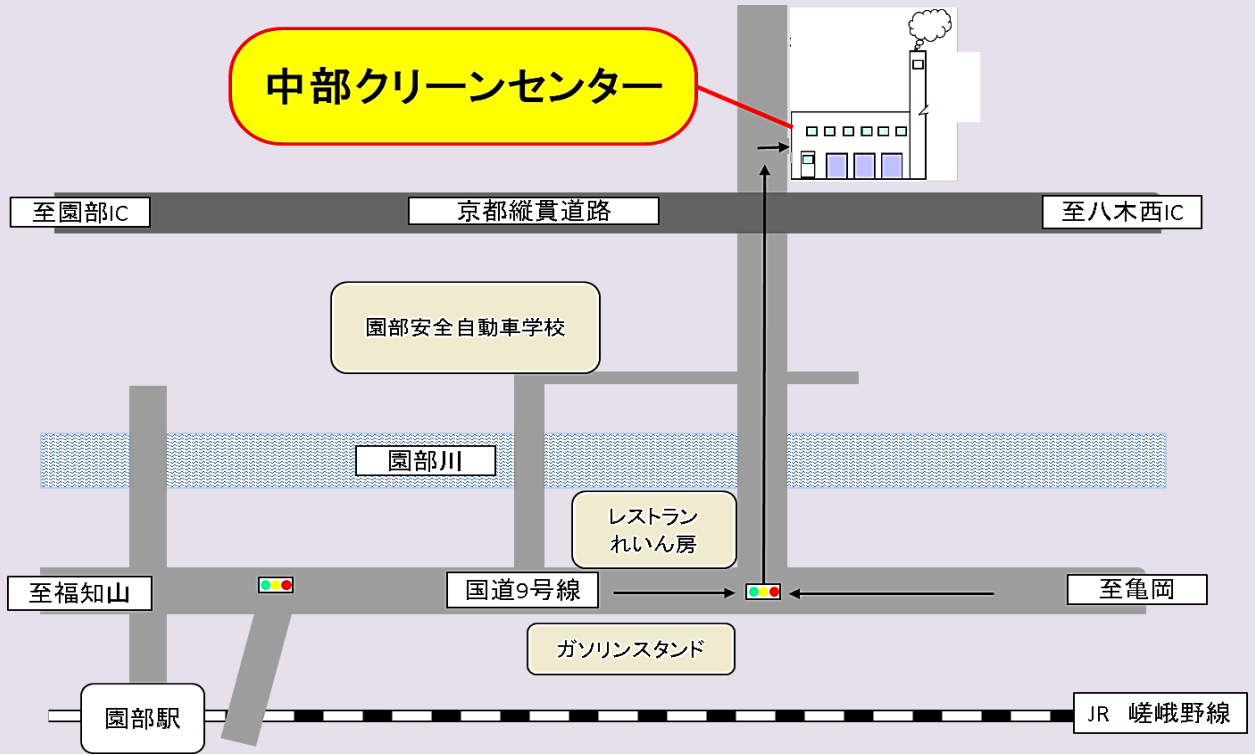
それぞれの輸送場所は裏面をご参照ください。

(裏面)96か月齢未満死亡牛の輸送場所

京都中部クリーンセンター

住所 京都府南丹市八木町室河原大見谷50-1

電話 0771-63-1381 (JA全農京都中部物流センター)



但馬畜産荷受株式会社(和田山ショートストップ)24か月齢未満に限る

住所 兵庫県朝来市和田山町宮田字上河原129番地12

電話 079-672-3241

